

鶴留社会保険労務士事務所だより

雲外蒼天 3月号

鶴留社会保険労務士事務所

社会保険労務士 鶴留 舞

〒820-0040 飯塚市吉原町 6-12

飯塚商工会議所ビル 603

TEL: 0948-28-2444

FAX: 0948-28-2448

重要改正事項目自押し！雇用保険等の改正で実務はどう変わる？

1月下旬に国会上程

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が1月29日に国会に上程されました。これにより、雇用保険法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の改正が予定されています。雇用保険の適用対象者が拡大されるなど、企業にとって影響のある改正になります。具体的な改正事項として下記の項目が盛り込まれています。

失業等給付に係る保険料率の見直し

失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ（改正前 1.0%→改正後 0.8%）が行われます。（施行：平成 28 年 4 月 1 日）

育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

多様な家族形態・雇用形態に対応するため、（1）育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）、（2）育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等が行われます。

（施行：平成 28 年 4 月 1 日）

介護離職の防止に向け、

（1）介護休業の分割取得（3回まで、計93日）、（2）所定外労働の免除制度の創設、

（3）介護休暇の半日単位取得、（4）介護休業給付の給付率の引上げ（賃金の40%→67%）等が実施されます。

（施行：平成 29 年 1 月 1 日、介護休業給付の給付率の引上げは平成 28 年 8 月 1 日）

高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保

および就業環境の整備

65歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適用対象となります（保険料の徴収に関しては平成 31 年度分まで免除）。（施行：平成 29 年 1 月 1 日）

シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り週 40 時間までの就業が可能になります。

（施行：平成 28 年 4 月 1 日）

妊娠した労働者等の就業環境の整備

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられます。（施行：平成 29 年 1 月 1 日）

その他、雇用保険の就職促進給付の拡充（再就職手当の給付率の引上げ等）が予定されていますので、企業としては今後、規定変更などの実務対応が必要となってきます。

民間版の労災保険「使用者賠償責任保険」とは？（チラシを同封しています）

契約件数が伸びている！

「使用者賠償責任保険」の契約件数が伸びているそうです。

うつ病などによる労災認定件数の増加や賠償額の高額化を背景に、大手損害保険3グループの2015年度の契約件数は前年度比約1.5倍となっています。この伸び傾向は今後も続くものと予想されています。

「使用者賠償責任保険」とは？

「使用者賠償責任保険」は、労災認定された事案について、企業の安全配慮義務違反などを問われ法律上の損害賠償責任を負った場合に備えるものです。企業が損害賠償責任を負った場合、労災保険金を上回る補償の提供や和解金の支払いのために保険金が支払われます。

近時は損害賠償額が高騰傾向にあり、1億円を超える賠償が求められるケースも少なくありません。中小企業の場合、これだけの金額を支払えば経営の危機に至ることも想定されます。こうしたリスクへの備えとしてニーズが高まっているのです。

リスクを勘案した検討を

労働災害が発生する危険性は全企業にありますので、すべての企業において使用者賠償責任保険への加入を一度検討する必要がありますと言えるでしょう。

保険料と自社の業種や規模、これまでの労働災害の発生状況等から考えられるリスクを勘案して加入を検討してみることが、今後のリスク回避のための一助となるかもしれません。

厚生労働省が「厚生年金加入状況」について緊急調査を実施へ

発端は「平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果」

厚生労働省が昨年 12 月 25 日に公表した国民年金被保険者実態調査の「参考：厚生年金保険の適用にかかる粗い推計」にて、国民年金第 1 号被保険者の就業状況を基に、厚生年金の適用の可能性がある者が、法人で約 180 万人、個人経営の事業所で約 20 万人、合計約 200 万人程度いることが、初めて具体的に示されました。20～30 代の若年層の割合が高かったことから、将来、低年金・無年金に陥る可能性があるとして問題視されることとなりました。

厚生年金加入指導はより厳しく？

現在、加入指導は、国土交通省と厚生労働省が取り組む建設業の社会保険加入促進や算定基礎届の提出時期に行われる年金事務所の定時決定時調査、国税庁から提供を受けたデータに基づくものなどにより行われています。

指導により適用事業所となった事業所数も、平成 24 年度約 8,000 件、25 年度 1 万 9,099 件、26 年度 3 万 9,704 件と増加しています。27 年も 4 月から 11 月末までの間に 6 万 3,000 事業所が加入指導、適用を受けています。

今後は、3 月頃に国税庁から法人番号を添えた法人情報の提供を受け、約 79 万事業所に調査票を送付し、従業員数や労働時間等を確認して実態把握に当たるとしています（2 月 5 日衆議院予算委員会塩崎厚生労働大臣答弁）。

パートの適用漏れは特に注意

各種報道に限らず、未加入事業所に厳しい姿勢で臨むべきとの声があります。

今年 1 月 26 日の安倍首相の国会答弁では「厚生年金等に加入していないことをもって事業所名を公表する考えはない」としていますが、今年 10 月からの一部のパート労働者等への社会保険適用拡大もあり、適正に加入させているかがより厳密に調査される可能性があります。

年金事務所の定時決定時調査では、適用要件を満たすパート等の加入漏れが多く指摘されていることから、自社の加入状況を確認し、不安があれば社会保険労務士に相談することをお勧めします。

4 月から拡充される「ひとり親就労支援策」の概要

「ひとり親家庭」への就労支援策

厚生労働省は今年 4 月から「ひとり親家庭」の父または母が正社員として働けるよう経済的支援を拡充していくことを明らかにしました。

就職するための教育訓練や、ひとり親を雇用する企業への資金補助を増やすことが想定されているようです。

企業向けの助成金が拡充

教育訓練の支援では、「自立支援教育訓練給付金」の支給額について 20 万円（現在は 10 万円）を上限とし、補助割合も受講費の 6 割（現在は 2 割）とします。

この制度は、20 歳未満の子どもをもつひとり親であれば利用でき、自治体が指定するパソコン技能研修や介護職員向け研修などで補助を受けることができます。

また、企業向けの助成金も拡充します。今まではひとり親を試みに雇う企業への奨励金（1 人あたり最大 15 万円）と無期雇用する企業に支給する助成金（1 人あたり最大 60 万円）のどちらかのみを活用することができましたが、4 月からは併用が可能となります。

そのため、ひとり親を雇用する際に、試用期間を経て本採用とする企業が増えることが考えられます。

子どもの教育支援策、児童扶養手当も

厚生労働省はこのほかにも子どもの教育支援策として、高校や大学の授業料に充てる貸付けの上限額をこれまでの 1.5 倍に引き上げます。

また、政府は所得の低いひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、第 2 子の加算額を月額 5,000 円から最大 1 万円、第 3 子以降を月額 3,000 円から最大 6,000 円にそれぞれ引き上げる児童扶養手当法改正案を閣議決定しました。

こちらの施行は 8 月 1 日が予定されており、12 月の支給分から増額される見込みです。

厚労省が発表！ 非正規労働者の「正社員転換・待遇改善プラン」

「やむなく非正規」の割合を5年間で約半分に

厚生労働省は1月28日、派遣や契約社員など非正規労働者の「正社員転換・待遇改善プラン」を発表しました。企業への助成金の拡充・新設や職業訓練、学校や地方自治体との連携などを通じて、正社員の仕事がない等でやむなく非正規で働く人の割合を2016年度以降の5年間で大幅に減らしていくことを目指しています。

若年者・女性に多い「やむなく非正規」

厚生労働省によると、非正規全体のうち、やむなく非正規で働く人（不本意非正規雇用労働者）の割合は2014年で18.1%。その内訳を分析すると、若年層や派遣社員・契約社員の比率が比較的高く、また、男性に比べ女性のほうが雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが、女性が貧困に陥りやすい背景のひとつとされています。

これを踏まえ、同省では、不本意非正規雇用労働者の割合を2020年度までに非正規雇用全体の10%以下、若年層（25～34歳）については2014年の28.4%から半減させるとしています。

ハローワークの支援強化、助成金の拡充、 業界団体への要請などが柱

具体的には、「ハローワークにおける正社員求人確保や正社員就職に向けた担当者制による支援等」、「キャリアアップ助成金の活用促進」、「業界団体への要請」、「公的職業訓練や成長分野での人材育成の推進」、「改正労働者派遣法の円滑な施行」、「助成金を活用した有期契約労働者の無期転換の促進」などの対策を掲げています。

正規と非正規の賃金格差縮小も目標に

このほか、いわゆる「多様な正社員」の推進や、正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小も目標として掲げています。

2014年の調査では、正社員の月額が31万7,000円ですが、非正規は20万円。非正規の場合は定期昇給などもなく、50代でみると約2倍の差になります。

具体的な数値目標までは掲げませんでしたが、安倍政権が掲げる「同一労働同一賃金」を進めるためのチームを省内につくるなどして、非正規の待遇改善を目指します。

2016年度以降、順次対策を強化

国が非正規の正社員化や待遇改善を目指す包括的な計画を出すのは初めてで、政府は既存の制度も含め、2016年度以降に順次対策を強化していく方針です。

「外国人雇用」をめぐる最新状況（平成27年10月時点）

厚労省がデータを公表

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などが目的とされ、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）です。このほど厚生労働省より、平成27年10月末時点の外国人雇用の届出状況が公表されました（なお、数値は事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しません）。

届出状況のポイント

（1）外国人労働者の状況

外国人労働者数は90万7,896人で、前年同期比12万2,699人、15.3%増加（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）しています。

国籍別では、中国が最も多く32万2,545人（外国人労働者全体の35.5%）。次いでベトナム11万1,313人（同12.1%）、フィリピン10万6,533人（同11.7%）、ブラジル9万6,672人（同10.6%）の順です。対前年伸び率は、ベトナム（79.9%）、ネパール（60.8%）が高くなっています。

在留資格別では、「専門的・技術的分野」の労働者が16万7,301人で前年同期比13.6%増加。また、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」は36万7,211人で同8.4%増加しています。

（2）事業所の状況

外国人労働者を雇用している事業所数は15万2,261カ所で、前年同期比11.1%の増加（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）しています。

（3）産業別の状況

外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに、製造業が最も多く、製造業は外国人労働者数全体の32.6%、外国人労働者を雇用する事業所全体の24.9%を占めています。



3月の税務と労務の手続提出期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>【公共職業安定所】
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>【労働基準監督署】



15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>【税務署】
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告【市区町村】
- 個人事業税の申告【税務署】
- 個人事業所税の申告【税務署】
- 贈与税の申告期限<昨年度分>【税務署】
- 所得税の確定申告期限【税務署】
- 確定申告税額の延納の届出書の提出【税務署】
- 国外財産調書の提出【税務署】
- 総収入金額報告書の提出【税務署】



31日

- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>【公共職業安定所】
- 個人事業者の消費税の確定申告期限【税務署】



ご紹介ください

事務所職員（勤務社労士）を募集します。
 社労士有資格者または受験中の方にお知り合い
 がいらしゃいましたら、ぜひご紹介ください。
 ハロワークにも同時に求人公開しますので、
 ご連絡をいただいた際に採用が決まっている
 場合があります。
 その際は、欠員が出たときに優先的にお声
 がけさせていただくため、履歴書をお預かり
 いたします（ご希望の方のみ）
 宜しくお願ひ致します。

鶴留

求人内容

労働時間 9:00～18:00

休憩 60分

休日 土、日、祝

給与 基本給15万～

資格手当2万～

年令 37才以下

※長期勤続キャリア形成を図る為

社労士有資格者または受験生

ご応募は履歴書、職務経歴書を
郵送して下さい。